

昭和 59 年度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 水 産 省

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第22条の規定に基づき、昭和59年度における農業及び農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業交付金(以下単に「交付金」という。)の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法(昭和22年法律第34号)第40条の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するために作成したものである。

目 次

	頁
第1 昭和59年度の予算	(1)
第2 昭和59年度において実施された事業の概要	(2)
1 普及職員の設置	(2)
(1) 専門技術員	(2)
(2) 改良普及員	(5)
2 普及職員の活動	(6)
(1) 専門技術員	(6)
(2) 改良普及員	(7)
3 農業改良普及所の運営	(10)
(1) 指導用機材の整備	(10)
(2) 情報システム等の整備	(10)
(3) 巡回指導施設の整備	(11)
(4) 農業改良普及推進協議会の開催	(11)
(5) 産休生活改良普及員代替職員の設置	(11)
(6) 普及活動推進協力員の設置	(11)
4 改良普及員の研修	(11)
(1) 国において行つた研修	(11)
(2) 都道府県において行つた研修	(12)
(3) 研修用機材の整備	(13)

5 農村青少年の活動促進	(13)
(1) 農村青少年に対する研修	(13)
(2) 青年農業士の育成	(13)
(3) 指導農業士の活動の促進	(13)
(4) 指導職員の研修の実施	(13)
6 農民研修教育施設の設置及び運営	(14)
(1) 施設の運営	(14)
(2) 施設の整備	(14)
付 表	(16)

第 1 昭和 59 年度の予算

農業改良助長法により交付金を交付される 協同農業普及事業の内容は、同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように定められている。

- 一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- 二 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
- 三 農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当するために必要な農業又は農民生活の改善に関する研修教育を行うこと。
- 四 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと(前号の事業を除く)。
- 五 前 3 号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

昭和 59 年度において定められた交付金の額は、34,624,189,000 円であり、その都道府県別の額は付表 1 のとおりである。

第 2 昭和 59 年度において実施された事業の概要

協同農業普及事業においては、最近の農業、農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、新技術の普及定着、地域農業の組織化等を通じて、生産性の向上、健全な農業経営の育成、農民生活の改善を積極的に図ることとし、農林水産大臣が定める協同農業普及事業の運営に関する指針を基本とし、都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に従って、次のとおり実施した。

1 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

なお、普及職員の任用に当たっては、農業改良助長法第 14 条の 3 の規定に基づき一定の資格が必要とされており、この任用資格は、「農業改良助長法施行令」(昭和 27 年政令第 148 号) 第 2 条及び第 3 条において、資格試験に合格した者に与える方法と一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

(1) 専門技術員

ア 専門技術員の設置

専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究するとともに改良普及員を指導する者(専門技術員(1))と、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術及び方法について改良普及員を指導する者(専門技術員(2))との 2 種類に区分されている。

さらに、専門技術員(1)は、農業改良関係として稲、果樹、乳牛等 18 専門項目に、生活改善関係として被服、食物等 4 専門項目に区分されており、また、専門技術員(2)は、農業改良関係として普及指導活動(農業)及び普及指導活動(青少年)の 2 専門項目に、生活改善関係として普及指導活動(農民生活)の専門項目に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、国の定める専門項目から選定し、有資格者の中から設置している。

昭和 59 年度末における設置数は 734 人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別設置数は付表 2 のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は付表 3 のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和60年3月31日現在)

区分	専門項目	員数	区分	専門項目	員数		
専門技術員(1)	稲	54人	専門技術員(1)	被服	14人		
	麦及び雑穀	20		食住	36		
	そば及びいも類	78		家庭管理	27		
	果樹	63		小計	22		
	工芸作物	16		計	99		
	花き	33		専門技術員(2)	普及指導活動(農業)	40	
	飼料作物及び草地改良	22			普及指導活動(青少年)	27	
	土じょう肥	46			小計	67	
	病虫害	42			生活改善関係	普及指導活動(農民生活)	51
	畜産一般	41				計	118
	乳牛	16	合計			734	
	鶏	5	うち農業改良関係			584	
	畜産衛生	2	生活改善関係		生活改善関係	150	
	家畜産物加工	1					
	農畜業機械	24					
	農畜業土木	54					
	農畜業土木	0					
	小計	517					

専門技術員の学歴別構成(昭和60年3月31日現在)

区分	大学	短大			専修		高校 (旧中・ 旧高女)	計	
		旧高専	短大	農講	旧専実科	技養			
農業改良関係	員数(人)	218	28	11	230	8	21	68	584
	比率(%)	37.3	4.8	1.9	39.4	1.4	3.6	11.6	100.0
生活改善関係	員数(人)	26	5	69	25	2	2	21	150
	比率(%)	17.4	3.3	46.0	16.7	1.3	1.3	14.0	100.0
合計	員数(人)	244	33	80	255	10	23	89	734
	比率(%)	33.2	4.5	11.0	34.7	1.4	3.1	12.1	100.0

注) 農講……農業講習所、生活改良普及員養成施設

技養……農業会(農会)技術員養成所、栄養士養成所、保健婦養成所等

専門技術員の年齢別構成(昭和60年3月31日現在)

区分	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	計	
農業改良関係	員数(人)	4	44	116	150	270	584
	比率(%)	0.7	7.5	19.9	25.7	46.2	100.0
生活改善関係	員数(人)	1	11	35	57	46	150
	比率(%)	0.7	7.3	23.3	38.0	30.7	100.0
合計	員数(人)	5	55	151	207	316	734
	比率(%)	0.7	7.5	20.5	28.2	43.1	100.0

イ 専門技術員の資格試験

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「専門技術員資格試験等に関する省令」(昭和27年農林省令第71号)により実施しているが、近年における農政の課題に的確に対応するとともに、最近における技術水準の向上に対応し得る一層高い資質を有する専門技術員を確保する観点から、省令の一部改正を行い、専門項目の再編、受験資格水準の引上げ等の改善を図った。なお、昭和59年度においては、経過措置として、改正後の省令に基づく試験のほか、改正前の省令に基づく試験を併せ行なった。

昭和59年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

試験の区分 専門項目 区分	改正後の省令に基づく試験								
	稲及び 麦	野菜及 びいも 類	果 樹	工芸作 物及び 雑穀	花 き	飼料作物 及び草地 改良	土壌及 び肥料	病害虫	乳牛及 び肉用 牛
受 験 者 数(人)	62	88	52	15	21	20	23	45	22
合 格 者 数(人)	10	11	9	3	4	6	6	5	10
合 格 率(%)	16.1	12.5	17.3	20.0	19.0	30.0	26.1	11.1	45.5

試験の区分 専門項目 区分	改正後の省令に基づく試験								
	養 豚	養 鶏	農畜産 利用加 工	農業機 械	農業経 営	労働衛 生	食生活	居住環 境	生活経 営
受 験 者 数(人)	3	4	1	12	38	5	26	8	26
合 格 者 数(人)	0	1	0	2	5	2	3	2	3
合 格 率(%)	0	25.0	0	16.7	13.2	40.0	11.5	25.0	11.5

試験の区分 専門項目 区分	改正後の省令に基づく試験				改正前の省令に基づく試験				
	普及指 導活動 (農業)	普及指 導活動 (農民生 活)	普及指 導活動 (青年)	小 計	稲	麦及び 雑穀	そ菜及 びいも 類	果 樹	工芸作 物
受 験 者 数(人)	52	42	30	595	19	3	34	19	9
合 格 者 数(人)	7	5	5	99	5	1	18	6	5
合 格 率(%)	13.5	11.9	16.7	16.6	26.3	33.3	52.9	31.6	55.6

試験の区分 専門項目 区分	改正前の省令に基づく試験								
	花 き	飼料作物 及び草地 改良	土じよ う肥料	病害虫	畜産一 般	乳 牛	養 鶏	家畜衛 生	農畜産 利用加 工
受 験 者 数(人)	14	11	22	6	18	14	3	5	1
合 格 者 数(人)	3	3	7	3	4	5	0	1	0
合 格 率(%)	21.4	27.3	31.8	50.0	22.2	35.7	0	20.0	0

試験の区分 専門項目 区分	改正前の省令に基づく試験								
	農業機械	農業経営	農業土木	営農林	被服	食物	住居	家庭管理	普及指導活動(農業)
受験者数(人)	5	9	0	0	4	10	9	8	6
合格者数(人)	1	4	0	0	1	2	5	4	3
合格率(%)	20.0	44.4	—	—	25.0	20.0	55.6	50.0	50.0

試験の区分 専門項目 区分	改正前の省令に基づく試験			合計
	普及指導活動(農民生活)	普及指導活動(青少年)	小計	
受験者数(人)	9	2	240	835
合格者数(人)	1	1	83	182
合格率(%)	11.1	50.0	34.6	21.8

(2) 改良普及員

ア 改良普及員の設置

改良普及員は、農業改良普及員又は生活改良普及員として設置されている。

改良普及員は、その大部分が農業改良普及所に所属し、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する普及指導活動を行つている。また、一部の改良普及員にあつては農民研修教育施設に所属し、農業後継者たる農村青少年の研修教育を行つている。

昭和59年度末における設置数は11,100人であり、その学歴別、年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、改良普及員の都道府県別設置数は、付表2のとおりである。

改良普及員の学歴別構成(昭和60年3月31日現在)

区分	大学	短大			専		高校 (旧中・ 旧高女)	計	
		旧高専	短大	農講	旧専実科	技養			
農業改良普及員	員数(人)	2,735	101	430	3,811	26	525	1,575	9,203
	比率(%)	29.7	1.1	4.7	41.4	0.3	5.7	17.1	100.0
生活改良普及員	員数(人)	288	14	965	433	9	29	159	1,897
	比率(%)	15.2	0.7	50.9	22.8	0.5	1.5	8.4	100.0
合計	員数(人)	3,023	115	1,395	4,244	35	554	1,734	11,100
	比率(%)	27.2	1.0	12.6	38.2	0.3	5.0	15.7	100.0

注) 農講……農業講習所、生活改良普及員養成施設

技養……農業会(農会)技術員養成所、栄養士養成所、保健婦養成所等

改良普及員の年齢別構成(昭和60年3月31日現在)

区 分		25歳 以下	26~ 30歳	31~ 35歳	36~ 40歳	41~ 45歳	46~ 50歳	51~ 60歳	61歳 以上	計
農 業 改 良 員	員 数(人)	803	1,108	868	925	904	1,020	3,570	5	9,203
	比 率(%)	8.7	12.0	9.4	10.1	9.8	11.1	38.8	0.1	100.0
生 活 改 良 員	員 数(人)	176	249	266	409	296	270	230	1	1,897
	比 率(%)	9.3	13.1	14.0	21.6	15.6	14.2	12.1	0.1	100.0
合 計	員 数(人)	979	1,357	1,134	1,334	1,200	1,290	3,800	6	11,100
	比 率(%)	8.8	12.2	10.2	12.1	10.8	11.6	34.2	0.1	100.0

イ 改良普及員の資格試験

改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行っているが、全国的な統一を図るため、農林水産省において条例準則を示している。

昭和59年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

区 分	学 歴		大 学	短 大	農 業 講 習 所	高 校	計
	受 験 者 数(人)	合 格 者 数(人)					
農 業 改 良 員	受 験 者 数(人)		2,226	9	49	12	2,296
	合 格 者 数(人)		1,420	2	17	7	1,446
	合 格 率(%)		63.8	22.2	34.7	58.3	63.0
生 活 改 良 員	受 験 者 数(人)		307	16	0	0	323
	合 格 者 数(人)		246	14	0	0	260
	合 格 率(%)		80.1	87.5	—	—	80.5
合 計	受 験 者 数(人)		2,533	25	49	12	2,619
	合 格 者 数(人)		1,666	16	17	7	1,706
	合 格 率(%)		65.8	64.0	34.7	58.3	65.1

2 普及職員の活動

(1) 専門技術員

専門技術員の活動は、改良普及員の活動に対する指導援助、専門の事項についての調査研究、試験研究機関等関係機関との連携等多岐にわたっている。

昭和59年度における専門技術員の活動等の概要は、次のとおりである。

ア 現地指導の実施

県内の農業改良普及所、普及指導現場等を巡回し、改良普及員の指導等を行った。

イ 調査研究の実施

改良普及員に対する指導の充実を図るため、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題の解決方法等について、農家のほ場等において実証調査等を行うとともに、地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適応した生活改善技術について、その適用方法、適用対象、効果等の確認及び実証展示のための実験研究を行った。

昭和59年度に実施した調査研究等の内容別課題数は次表のとおりである。

調査研究等の内容別課題数

内 容		課題数	内 容		課題数
個 別 対 応	農業関係	種 産 種 226	個別 生活 係 対 応	普 及 指 導 活 動	12
		農 業 経 営 55		小 計	58
		普 及 指 導 活 動 35			計
		小 計 27		343	
	生活関係	9	農 業 関 係 16		
		15	農 業・生 活 の 複 合 課 題 17		
		13	計 126		
		9	合 計 527		

ウ 指導用機具・資材の整備

専門技術員が調査研究又は改良普及員の指導を円滑に行うため、pHメーター、自記温度計、糖度計等の分析・診断機具、資材等を20道府県において整備した。

また、専門技術員の活動内容別時間割合の概要は、次表のとおりである。

専門技術員の活動内容別時間割合（昭和59年度）

（単位：％）

区 分	活動内容	改良普及員に対する指導	調査・研究	農林行政機関及び学校・社会と連携	試験研究機関との連絡調整	農林水産省の推進	組織運営に相互関係の者との連絡調整	改良普及員以外に対する指導	研 修	その他	計	1人1か月専門技術員活動時間
農業関係	専門技術員計	43.7	11.1	6.7	6.5	7.3	8.1	8.7	4.2	3.7	100.0	181
	専門技術員(1)	43.4	11.5	6.6	7.0	7.4	7.8	8.6	4.2	3.6	100.0	181
	専門技術員(2)	46.5	8.1	6.9	2.4	7.2	11.0	9.8	4.2	4.0	100.0	183
生活関係	専門技術員計	48.8	10.6	3.5	1.4	4.7	9.2	11.3	5.6	4.9	100.0	181
	専門技術員(1)	48.8	11.1	3.5	1.6	4.7	9.2	10.8	5.3	5.0	100.0	181
	専門技術員(2)	48.9	9.9	3.5	0.9	4.7	9.3	12.3	5.9	4.6	100.0	183

なお、農業振興上重要な地域であつて専門技術員の現地指導活動を強化することが必要な地域が、都道府県の中心的な試験研究機関その他専門技術員の中心的な配置場所から遠距離にある等の場合には、当該地域に所在する試験研究機関に地方専技室を設置している。

(2) 改良普及員

改良普及員の活動については、農業改良普及所を拠点として、巡回指導、実証ほの設置、実証モデル農家の設定、情報資料の提供等により、直接農民に接して農業及び農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行つている。

改良普及員の活動体制は、農業生産及び農家生活の両面からの総合的かつ重点的な普及指導活動を展開するため、農業改良普及員及び生活改良普及員からなる指導チームによる活動体制となつている。

すなわち、農業及び農村の実態に即しつつ、農業改良普及所の総合指導力を発揮するため、管内を幾つかの活動地域に区分し、各活動地域ごとに地域総括普及員と部門分担普及員とから

なる指導チームを編成して、市町村等との密接な連携を図りながら総合的、計画的に普及指導活動を行っている。指導チームにおいては、地域総括普及員(各活動地域に1人)は、常時地域の農業者に密着した活動を行うとともに、指導チームの協調を図り地域の普及指導活動を総括し、部門分担普及員は、それぞれの担当部門に係る知識、技術を活用しながら、常時地域の農業者に密着した活動を行っている。

また、生活改良普及員のうちの1名は、総括生活改良普及員として、各指導チームの生活改良普及員相互の連絡調整及び重点的普及指導に係る調整を行う等、農業改良普及所の管轄区域全体にわたる農家生活改善に係る普及指導活動を総括している。

活動地域ごとの普及指導活動の方法としては、各種の課題を有機的、一体的に解決する必要の高い旧町村程度の地域を濃密指導地域として設定し、その地域に対し重点的活動を行い、その成果を周辺地域に波及させることにより効果的、効率的な活動を進めている。

また、普及指導活動を体系的、継続的に行い、その効果を高めるため、普及指導計画を樹立し、計画に即した活動を行っている。普及指導計画は、基本計画と年度計画とからなっている。基本計画は、①長期的視点に立つて普及指導の方向を明らかにすること、②濃密指導地域を設定すること等を目的とするおおむね5年間の計画であり、年度計画は、基本計画に即して各年度の具体的な活動の進め方を定めている。特に濃密指導地域を重点に、計画の樹立、実施、評価、計画の変更等の手続きを常時繰り返して、普及指導の深化を図っている。

なお、農家生活の改善に関する普及指導活動を進めるに当たっては、集団思考による農家相互の改善意欲の向上を図るとともに、共同による生活改善の実行を促進するためグループ育成を行っている。このグループ数は昭和60年3月末現在で約19,300グループで、生活改良普及員1人当たりの援助平均グループ数は約10グループとなつている。グループの所属員数は、昭和60年3月末現在で約295,000人で、1グループ当たり平均員数は、約15人である。

昭和59年度における改良普及員の活動等の概要は、次のとおりである。

ア 活動時間

昭和59年度における改良普及員の普及指導活動対象別活動時間の概要は、次表のとおりである。

改良普及員の活動時間(1人1か月平均)

活動区分 区分	現 地 指 導										指導 準備	関係 機関 との 連携 ・ 団	所 内 運 営 の た た い	会 議 ・ 事 務 等	研 修	そ の 他	合 計
	個別 農家	農業改良 関係		生活改善 関係			農 村 青 少 年	担 当 地 域 体	そ の 他	小 計							
		目的 的 集 団	機 能 集 団	地 集 団	生 活 改 善 行 動	実 行 プ ラン											
農業改良普及員	活動時間 (時間)	26.7	27.4	12.8	/	/	8.3	5.1	2.9	83.2	38.9	19.1	21.5	11.0	6.3	180.0	
	割合 (%)	14.8	15.3	7.1	/	/	4.6	2.8	1.6	46.3	21.6	10.6	11.9	6.1	3.5	100.0	
生活改良普及員	活動時間 (時間)	16.5	/	/	32.1	18.4	3.0	10.1	3.5	83.6	47.7	11.1	18.6	11.6	4.8	177.4	
	割合 (%)	9.3	/	/	18.1	10.3	1.7	5.7	2.0	47.1	26.9	6.3	10.5	6.5	2.7	100.0	

改良普及員の活動は、農業者、農業者の集団、生活改善実行グループ等に直接接して行うことが基本であり、それは総活動時間の約5割を占めている。

現地指導以外の活動時間は、指導準備、研修、農業改良普及所内運営のための打合せ会議等であるが、普及指導活動を展開するために必要な資料作成、打合せ等のための時間がかなりの部分を占めている。

イ 活動内容

昭和59年度における改良普及員の現地指導に係る活動内容を活動時間の割合でみると、次表のとおりである。

普及指導活動内容別時間割合

普及指導活動内容		農業改良普及員	生活改良普及員
農業技術・経営に関する活動		81.4%	6.3%
健康をめざす生活と生産の調和に関する活動		4.1	82.2
農村青少年に関する活動		8.2	3.8
その他		6.3	7.7
計		100.0	100.0
上記の活動のうち	地域社会づくりに関する活動	20.0	29.6
	水田利用の再編に関する活動	12.1	5.1

これを農業改良普及員、生活改良普及員の別にみると、次のとおりである。

(ア) 農業改良普及員

農業改良普及員の普及指導活動の内容は、農業技術・経営に関する活動が最も多く指導時間の約8割となっており、稲作、園芸、畜産等の生産から流通・販売に至るまでの生産技術・経営に関する指導を行っている。農村青少年に関する活動は、農業・生活に関するプロジェクト活動に対する指導、農村青少年組織の育成及び農村青少年に対する農業・生活に関する技術・知識等の習得等のための研修に関する活動であつて、約1割を占めている。健康をめざす生活と生産の調和に関する活動は、農業改良普及員が農業生産・経営面からの普及指導を主体としていることもあつて活動時間は少なくなつている。

これらの普及指導活動内容のうち、最も活動時間の多い農業技術・経営に関する活動内容を部門別にみると、次表のとおりである。

部門別活動内容割合

部門	稲作	野菜	果樹	花き・花木	工芸作物	畜産	その他	計
割合(%)	25.1	24.4	12.2	6.0	3.3	14.3	14.7	100.0

また、以上の活動内容を別の分類によりみると、地域社会づくりに関する活動は全活動の約2割を占めている。その内容は、地域的な広がりの中で集落リーダーの育成等組織化の促進、農業構造の改善、農業生産・生活環境整備等に係る総合的な活動である。

さらに、水田利用の再編に関する活動は、全活動の約1割を占めている。その内容は、普

及指導活動の効率的な推進を図るための市町村・農業協同組合等との連絡、転作の集団化・組織化、地域に適合した高度な転作技術の普及とその定着等を内容とした活動である。

(イ) 生活改良普及員

生活改良普及員の活動は、最近における農業及び農村生活を取り巻く諸情勢の変化に対応して計画的、重点的な普及指導活動を展開している。その内容を活動時間の割合で見ると、「健康をめざす生活と生産の調和に関する活動」が最も多く指導時間の約8割を占めている。

さらに、生活改善の指導内容を細分化してみると、「健康をめざす生活と生産の調和に関する活動」においては、家族の健康増進、労働の適正化・効率化、営農・生活の計画化、農山漁家の特質を生かした家庭運営等があげられ、「地域社会づくりに関する活動」については、農山漁家及び農山漁村の生活環境改善、農山漁村地域の共同活動の推進、農山漁村婦人の地位向上に関する活動等があげられる。また、「水田利用の再編に関する活動」についても、転作作物の有効利用、生活設計の樹立等生活の側面からの対応がみられる。

3 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた総合的な普及指導活動の推進、市町村・農業協同組合等との連絡の緊密化等を目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は各都道府県の条例によって定められている。昭和59年度末で608の農業改良普及所が設けられており、都道府県別の農業改良普及所数は、付表2のとおりである。

昭和59年度においては、農業改良普及所を拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、巡回指導施設、指導用機材及び情報資料の整備等を行った。

(1) 指導用機材の整備

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農家に対する情報資料の提供に必要な機材、実習指導用器材等を農業改良普及所に整備した。

整備を行った主要な機材は、次のとおりである。

区 分	種 類
分 析 ・ 診 断 機 材	自記温度計、テンションメーター、pHメーター、ECメーター、顕微鏡、電子天秤、パーソナルコンピュータ等
視 聴 覚 機 材	VTR、カメラ、オーバーヘッドプロジェクター等
情 報 整 理 ・ 提 供 機 材	ファイリングキャビネット、複写機等
生 活 改 善 関 係 機 材	疲労測定器、デジタル心拍計、塩分濃度測定器等

(2) 情報システム等の整備

普及指導活動を効率的に行うため、普及情報のシステム化の一環として農家、集団、青少年及び技術、経営等に関する情報をカード等により整備した。

(3) 巡回指導施設の整備

効率的、機動的な普及指導活動を行うため、農業改良普及所に巡回指導施設として車輛を339台整備した。

(4) 農業改良普及推進協議会の開催

普及指導活動の効果的な推進を図るため、農業改良普及所又は市町村を単位として農民及び市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員を構成員とする農業改良普及推進協議会を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行った。

(5) 産休生活改良普及員代替職員の設置

普及指導活動の円滑な維持推進を図るため、任用資格を有する者を生活改良普及員の産前産後の休暇中その普及指導活動を代替して行う産休生活改良普及員代替職員として93人設置した。

(6) 普及活動推進協力員の設置

普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、改良普及員に協力して、普及指導活動に関する課題を収集し、若しくは地域の技術及び知識の周辺農家への情報提供及び助言又は特殊な専門事項についての指導等を行う者を普及活動推進協力員として設置した。

4 改良普及員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化、農家生活の多様化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員としての職務、経験年数及び経過過程に応じた指導能力の習得並びに改良普及員が当面する具体的問題点を解決するための知識及び技術の習得のため、次のような研修を実施した。

(1) 国において行つた研修

ア 職務研修

(ア) 新任者研修

改良普及員の新任者に対して、普及事業の理念、普及指導活動の進め方等に関する基礎的知識及び技術を習得させるため、おおむね5日間ないし7日間の研修を実施した。

(イ) 漁家担当者研修

主として漁家を担当する生活改良普及員に対して、漁家の生活改善に必要な生活技術並びに漁家に対する所期の普及指導活動に関する知識及び技術を習得させるため、10日間の研修を実施した。

(ロ) 総括生活改良普及員研修

総括生活改良普及員に対して、その任務を果たすのに必要な知識及び技術を習得させるため、10日間の研修を実施した。

(ハ) 普及所長研修

農業改良普及所長に対して、現地における計画的、組織的な普及指導活動を推進するた

めに必要な知識を習得させ、普及指導活動の効率的展開及び農業改良普及所の能率的運営を図るため、5日間の研修を実施した。

イ 課題解決研修

農業改良普及員に対して、情報管理体制及び職場研修の指導體制の整備強化を図るために必要な基礎的知識及び技術を習得させるため、6日間の研修を実施した。

また、生活改良普及員に対して、ブロック内に共通する当面の生活改善課題の解決を図り、生活改良普及員の相互の体験交換を通じて普及指導活動の方法及び生活技術を習得させるため、おおむね4日間の研修を実施した。

ウ 技術向上研修

生活改良普及員に対して、生活改善の普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与するため、30日間の研修を実施したほか、大学卒業程度の一般的な教養を習得させるため、通信教育の一環として18日間のスクーリングを実施した。

(2) 都道府県において行つた研修

ア 職務研修

改良普及員の新任者に対して改良普及員として必要な基礎的知識及び技術を習得させるとともに、地域総括普及員、農業改良普及所長等に対して、その職務を遂行するのに必要な知識及び技術を習得させるための研修を実施した。

イ 課題解決研修

改良普及員が当面している具体的な課題の解決に関する知識及び技術、試験研究機関等で開発された最新の技術等を習得させるための研修を実施した。

研修で採り上げた課題の主なものは、次のとおりである。

課 題 名
水田利用再編緊急課題研修
普及情報管理研修
地域農業の組織化に関する研修
コンピュータ活用技術研修
土壌診断手法研修
農産物加工技術研修
作業環境改善に関する研修

ウ 技術向上研修

改良普及員の経験年数及び経過過程に応じて必要とされる指導能力を向上させるため、専門技術、経営管理技術、地域開発に関する手法及びこれらに関する指導能力等を計画的、継続的に習得させるための研修を実施した。

エ 派遣研修

大学教育等を通じて改良普及員として必要な専門的知識及び技術の深化を図るとともに、

経営及び教育に関する知識を習得させるため、農業改良普及員を全国 10 の国立大学に派遣し、1 年間の留学研修を実施した。

(3) 研修用機材の整備

改良普及員の研修を実施する上で必要な分析・診断機材、視聴覚機材等を当該研修を実施する施設に計画的に整備した。

5 農村青少年の活動促進

農村青少年の活動促進については、日常の普及指導活動に加え、農村青少年に対する研修、青年農業士及び指導農業士の認定とその活動の助長等を行うことを通じ、優れた農業後継者の育成を図った。

(1) 農村青少年に対する研修

農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営技術を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させ、又は、その集団活動を促進させるための研修等を実施した。

昭和 59 年度において実施した研修の主なものは、次のとおりである。

ア 緑の学園の開催

高等学校在校生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、県農業者大学校等で農業に関する実務実習、研修会等を 44 道府県で実施した。

イ 講座制研修

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、働きながら 3 か年にわたり段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を農業改良普及所と県農業者大学校等との緊密な連携のもとに 42 都道府県において実施した。

(2) 青年農業士の育成

農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農民としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、38 道府県において優れた農業青年を「青年農業士」として認定し（昭和 59 年度末認定者数 9,992 人）、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(3) 指導農業士の活動の促進

43 道府県において、現に優れた農業経営を行いつつ農村青少年の育成に指導的役割を果たしている者を「指導農業士」として認定するとともに（昭和 59 年度末認定者数 4,558 人）、この者による情報交換、研究活動等の自主的な組織活動及び農村青少年の指導を促進した。

(4) 指導職員の研修の実施

農業後継者たる農村青少年の研修教育に当たっている農民研修教育施設の指導職員の指導能力の向上に資するため、新任者研修、教務担当者研修等の職務研修及び指導職員が当面してい

る課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修を実施し、合計 243 人が受講した。

6 農民研修教育施設の設置及び運営

農業後継者たる農村青少年等に対して、農業技術の高度化、経営の専門化等の動向に対応できる高度の技術能力及び経営管理能力並びに近代的農家生活を営むのに必要な家庭運営能力を習得させるとともに、これらの者が幅広い視野を備えた農業者として流動的な社会経済情勢に対処し得るようになるための研修教育を行うことにより、次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者等を育成することを目的として、40 道府県に農民研修教育施設（県農業者大学校）が設置されている。

(1) 施設の運営

農民研修教育施設においては、長期の研修教育を行うための養成部門を置くとともに、県の農業及び農村の実情に応じて、26 校に短期の研修を行う研修部門を置いている。

養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義及び演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者として必要な技術及び知識を計画的、実践的に習得させ、研修部門においては、地域リーダー、就農青少年等に対し、農業又は農家生活に関する知識及び技術を習得させた。

(2) 施設の整備

昭和 59 年度においては、27 道県において、研修教育に必要な生産実習施設、教室、実験室等の教育施設、宿泊施設等を計画的に整備した。

